

第2回 尼崎市住環境整備審議会

会議録の要旨

- 1 日時 平成27年8月25日(火)午前10時～午後0時
- 2 場所 市議会棟 第2委員会室
- 3 出席委員 12名
- 4 事務局出席者 7名
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題 地区まちづくり計画(ルール)制度の創設について(諮問)
- 7 内容

(事務局より諮問内容について説明)

(質疑等の要旨)

会 長： これまでのまちづくりは行政主体でありましたが、この制度は住民主体であり、住民自身が使いやすい制度にすることがポイントであると思っています。他都市では、震災や災害を経験した後に住民主体の機運が高まる場所もあります。今回の制度は、今住んでいる方のみならず、移ってこられる方にもルールを守ってもらうという制度です。先ほどの市長のごあいさつで「尼崎市に長く住んで欲しい」という旨の発言がありましたが、その方策になればとも考えていますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。制度自体も難しいので、まずはご質問・ご意見をいただいて、事務局に説明してもらうことでいかがでしょうか。

委 員： 地区の中でルール作りをするきっかけは、一部の方が集まる場所からスタートしていくのですか。

事 務 局： 地区内の多くの方が意識をもって始まる場合もありますし、一部の方で始めて他の方に話を広げていく場合もあります。

委 員： 地区の中には自分の土地に自分の家を建てて住んでいる方もいれば、分譲マンションを買って住んでいる方、また借家に住んでいる方など様々ですが、ルール作りはそのうち誰が主体となっていくこととなるのでしょうか。

事 務 局： 先ほどルールの事例で、建物に関することやゴミ出しマナーなどを説明させていただきましたが、対象は「住民等」として、住んでいる方、土地・建物の所有者、その他権利を持っている方など、すべての方を対象としようとしています。

委 員： ルールの認定要件として、区域面積をおおむね0.5ha以上と決められていますが、この0.5haの中には、大体何世帯くらいが住んでいるとイメージすればいいのですか。

事 務 局： マンションなど高い建物があって一概には言えませんが、一戸建てであれば敷地面積の平均を100㎡と考えると50～60世帯が目安となります。

委 員： 地区内には、住んでいる方と働いている方、事業者が混在する地域があると

考えられますが、今回の制度での事業者の位置づけはどのようになるのでしょうか。例えば準工業地域でルールを作るとなった場合、事業者はそれに関わることができるのでしょうか。

事務局： 例えば騒音に関するルールを定めようとした場合には、事業者の方に影響が及びますので意見を聞くことになると思います。地区でどのようなルールを作るかにもよりますが、事業者の中でも昼に働いている方や夜に働いている方など様々でいらっしゃいますので、意見を聴かないということではありませんし、現にルール作りの上で意見を聴いていると聞いています。

委員： 同意の対象となる「住民等」には、工場や事務所などの事業者も入ると理解していいですか。

事務局： はい。

会長： 住宅と工場などの混在地域では、商店や工場など事業者を無視したまちづくりは失敗します。なぜなら、事業者が事業拡大したいとなった場合、住民の意思と合わない場合があり、結局住民と事業者とが話し合わなければなりませんので、今回の制度では、事業者も含めた制度にしていきたいと考えています。

補足ですが、今回の制度では2種類のルールが存在します。資料1の3ページに記載のとおり、地区計画を定めている地区とまちづくりルールを定めている地区があります。地区計画は建築物の制約などハードの部分を決め、条例で定め、様々な規制を加えます。まちづくりルールは住み方の問題であり、マナーなどを含め色々話し合いで決める申し合わせ程度のものですので、かなり性格が違います。地区計画は法律上厳格な要件があるのでハードルが高いですが、前段階としてまちづくりルールを作り、その中で容積率や高さ規制などの問題が出た場合は地区計画の策定を目指すこととなります。今回は住民の立場に立ち、住みやすいまちにするためにはどうすればよいかという視点に立って、その仕組みを考えていくべきだと思います。

その中で一番困るのはすぐ転居しようと思っている方がいる場合です。転勤で3年しかいないような方はまちづくりに関しては冷淡です。長く住んで子どもをそこから学校に行かせるような方は、子どものためにはどうしたらいいかと真剣にルールを考えます。その中で地区計画による規制が考えられますし、その前段階として少し緩いまちづくりルールを作ることができ、新しい住民の方にも周知する活動が生まれます。このように段階が分かれていますので、その点も含め考えていただきたいと思います。

委員： ボトムアップ的なまちづくりはすごくいいと思いますが、説明を聞いていると住民視点であり、郊外の住宅都市のルール作りのように聞こえ、少し違和感があります。先ほども意見がありましたが、尼崎市は仕事をしている方も含め様々な立場の方がいるまちです。商店街の中に突然一戸建てやマンションの駐車場ができた場合、商業環境としてマイナスの要因となり、入ってきた住民が住環境を守るため商業環境を制限するなどが考えられますが、商業・操業環境を守るルールは住環境整備条例の中で規定できるのでしょうか。

会 長： できます。

委 員： あるいは、代々町工場を営んできたところで周辺にマンションが建ってルールが出来るということがあると思いますが、今回の制度では、住民と事業者のどちらの立場に立つものなのですか。先ほどの説明では対象である「住民等」の中には事業者も入るということでしたが、もう少し言葉の定義を整理しないと、資料の中の地区計画の分布図を見ても、駅前や住宅しかないようなところに作られていて、住工混在の地域などには広がっていかないのではないかとという懸念があります。具体的にどうすれば、というのはなかなか思いつかないですが、尼崎市に愛着を持ってもらうという点では、事業者の方々も関わる、あるいは主役になれるような仕組みも考えておかないと、肩身の狭い思いをされるのではないかと感じます。

会 長： 同じようなことが農業、特に畜産で起こっています。臭いの問題で、後から建った隣近所の住宅から苦情があり、撤退を余儀なくされてしまうというものです。尼崎市では工場などの立場をどのように考えるか、事務局の考えをお聞かせください。

事 務 局： 確かに住工混在の地区ではそういう問題もありますが、住民のためだけのルールではなく、基本的には住工混在の地区であれば住民、事業者も含めて話し合っていたら、納得された上でルールを作っていたらいいと考えています。行政側がこうなさい、というルールではなく、あくまでも地区の中の事業者も含めた住民で話し合って決めていただくものと思っています。その中で、例えば住工分離という話が出た場合などは、ルールではなく次元の違う提案に当たるかもしれませんが、行政に意見としていただくこともあるかもしれないと思います。ただし、住民や事業者の方にはその場所に長く愛着を持ち続けていただきたいと思いますので、双方話し合っていたらいい、お互いが納得できるようなルールづくりに向けて、行政としてもアドバイザー派遣などを通じ、一緒になって考えていきたいと思っています。

ただ、住工混在のままではいけないという話になれば、住み替えということになり、住民だけでできることではありませんので、行政が主導で動くことも考えられ、過去には再開発事業などを行ってきましたが、今回の制度は地区の住民だけでなく事業者の方も含め、皆さんの話し合いでルール作りに努力していただくことを考えています。

委 員： すでにまちづくりルールを定めている地区がありますが、今回の制度は、まちづくりルールの話合いが空中分解しないように後押しするような条例を作るということなのでしょうか。実際にまちづくりルールが存在している一方で、なぜ今回の制度を作る必要があるのかが理解できません。

事 務 局： 今回の制度を定める目的は何点かあります。まず、後押しという部分についてですが、資料1の6ページのフロー図で網掛けしている部分が新たに加えるようになっているものです。これまでもまちづくりルールは作られてきましたが、まちづくり団体が周知されず、地区内に広げていきたいとなったときに苦労さ

れているという課題がありました。そこで、最初に団体を市に登録すれば、公表し周知を行う、というものです。

次に、話し合い、ルールを作っていく中で、今までも行っているアドバイザー派遣や専門家派遣などで支援します。最終的に地区計画案を策定し、都市計画決定を行い、条例を定めれば条例の規定に従って行政が一定の規制も行うこととなります。この意味では地区の住民の方の手から離れることとなりますが、その条例の内容は住民の意向を反映したものです。

一方、合意形成の中で総意が得られなかった地区や地区計画を補完するようなルール、例えば壁面後退をした後に道路として広く使いたいの、植木を置かないようにするなどを決めている地区があります。しかし、これまではルールを作っても、住民が入れ替わったときに周知する方法がないため、ルールとまちづくり推進団体を認定・公表するという部分を設けています。

条例では、ルール自体を位置づけるわけではなく、この地区でこんなルールがあるということ公表・周知することにより、早い段階で事業者と協議することを義務付けようとしています。地元団体からの聞き取りでも、なかなか事業者と接触する機会がなく、現場で工事が始まってから気づくため、計画が固まり変更できない段階でしか接触できないといった意見がありました。こうした手続きを条例化することにより、融通が利くような早い段階で、事業者にもルールを知ってもらい、団体と協議をしてもらえようようにしたいと考えています。

ポイントは、団体の周知とルールの周知、特に早い段階で事業者にもルールを知ってもらう点にあります。ルール自体は任意のものであり、行政側での指導はできませんが、少しでも早く協議を行っていただくことで、計画に反映できる可能性が生まれるのではないかと考えています。

委員： ルールには強制力はないと考えると、例えば事業者が建売を建設となった場合、事業者へのルールの周知は誰が責任を持って伝えるのでしょうか。住民主体で行い、地域によってルールの違いや有無がある中で、知らない事業者が開発し、そこを買った方が住むとなると、誰がその方にルールがあることを伝えるのか教えてください。

事務局： 一般的に土地を買って開発をしようとする業者は、まずその土地の都市計画上の規制などの条件を調べに来られますので、その際にルールの存在を案内したいと考えています。何も調べずに土地を買う方に関しては、伝えようがありませんが、大抵は都市計画上の規制を調べようと、まずは都市計画課に来られるはずですので、その際にまちづくりルールがある地区に関しては周知するような仕組みにしていこうと考えています。ルールがあるということ窓口等で案内し、早い段階で建てようとしているものに照らし合わせて判断をしていただけるよう、ホームページもわかりやすい形に工夫していきたいと考えています。

委員： 個人が戸建住宅を売買する場合、不動産業者に頼まない場合もありうると思いますが、その場合は誰が伝えることになるのでしょうか。

事務局： 不動産業者を通さず直接知り合い同士の売買となった場合は、行政が入りにくい部分はありますが、この場合は、まちづくり推進団体の周知活動がいかに行えるかによるところが大きいです。

委員： それは住まわれてからの話になると思いますが。

事務局： 事業者に対して窓口やホームページを通じて周知するのは有効ですが、建物に住まわれる方に伝わるのかということに関しては、事業者と推進団体との協議の中で、不動産売買時の重要事項説明に盛り込んでいただくことや、マンションでの入居者が変わる場合については、管理規約にルールがあることを記載していただくことが有効であると考えます。

委員： 個人間の売買時に、ルールを知らせる方法はあるのですか。

事務局： 個人の方でも、窓口に来て用途地域などの都市計画上の条件を調べられています。ルールの案内ができる仕組みができていれば、来られた際には業者と同様に周知できると考えます。

委員： 今回の制度は、住民自治の点においても、紛争調停をなくす点においてもいい取組だと思いますが、フローをみてもまちづくりルールを作るだけでも2～3年かかり、せっかく作ったルールは継続していくことが大事だと思います。そのためには先ほどの質問にもあったように、まちづくり推進団体を継続していくことが大事だと思います。資料2の7ページにおいて、まちづくり活動団体に関し、「登録・認定要件のいずれかに該当しなくなった場合、市は当該団体の登録・認定、まちづくりルールの認定を取り消すことができる」とありますが、団体を取り消されてルールだけ残るというケースはあるのでしょうか。

事務局： ルールだけ残しても、協議する母体がなくなってしまうので、現段階では、ルールと団体はセットで考えています。

委員： 「認定を取り消すことができる」という記載では、ルールだけ残るという可能性が読み取れるのですが、いかがですか。

事務局： 「できる」規定の書き方にしていますのは、例えば、まちづくり推進団体の代表者と連絡がとれなくなった場合、行政が確認しますが、今、後任を探しているといった場合も想定されますので、何も活動しなかったら即取り消し、というのではなく、状況をみながら市の判断として取り消すこともある、という意味です。ですので、一方だけを残すということの意味しているのではなく、事業者との協議ができなくなった時点で、基本的には認定を取り消す形にしようと思います。協議をしなくともルールだけ残しておいてもいいのではないかという意見もあるかとは思いますが、ルールと団体の認定はセットであると考えています。

委員： 私自身も推進団体とルールはセットであると思っていますが、資料2の2ページの記載で、まちづくり活動団体の登録要件に、「おおむね5人以上の地区住民等で構成され、代表者の定めがあること」とされています。継続性の観点からみて、5人は少ないのではという印象がありますが、この点どのようにお考えですか。

事務局： 資料1の6ページを見ていただくとわかりやすいかと思いますが、まちづくり活動団体は、一番初期の段階で、地区がまとまってまちづくり協議会が設立される以前での登録となります。こういうエリアの中でこういうことを決めたいという話し合いがあり、代表としておおむね5人以上で構成してやっていく、ということイメージしております。

委員： まちづくり推進団体についての人数規定はあるのですか。

事務局： まちづくり活動団体の登録要件を満たす団体ということで、5人以上となります。

委員： まちづくりルールを継続していくという意味で、地域の社会福祉連絡協議会や自治会組織などもフォローに絡めて行くような仕組みや考え方はありますか。

事務局： 自治会の区域と発意を持ってルールを決めたいという区域が重なっている場合は、自治会が中心になることは可能であると思います。ただし、区域が重ならず、2つや3つの自治会に跨っているという場合などは、自治会の代表者が絶対に出ないといけないということではないと思います。あくまでも対象はそこに住んでおられる方ということで、それがたまたま自治会などの組織である可能性はありますが、必ず絡めて行くということではありません。

委員： 2つお聞きしたいことがあります。着工30日前の事前に行う協議も指導であって、事業者への罰則規定はない、まちづくりルールも協議はするが従うのは義務ではない、ということは確認しました。そのようなルールでも、ないよりはずっと良いと思いますが、ルールそのものに事業者、関係者すべてが善意を持って関わるということであればこれで運用できると思います。ただし、明らかに悪意を持って事業だけ終わらせてしまうというような事業者をどう拘束できるのでしょうか。強制するべきでないという議論もあるかとは思いますが、前例として国交省の平成22年のデータにおいて100団体近く策定されている中で、この5年でどれだけの増減があるかというところがこのような制度がうまく回っているかどうかを示すと思います。推奨規定だけのルールでうまく回るのかは、内部規定での運用において、資料を残していくことにより対応するということでしたが、ルールにその規定がない場合、策定時の意図や熱意がなくなったときには使えないルールとなってしまいます。そこをどのように担保されるのかという話がなければ、ルールは出来たけれども回らない仕組みにしかありません。地区計画ほど厳しいルールは要らないと思いますが、皆が善意を持って関わっているという前提だけでルールを作ってしまうと、何年かだけで終わってしまうようなものになってしまうと思います。平成22年の国交省のデータで、その後どうなっているかというものが公表されていれば、審議会の中で示していただきたいし、どういった拘束力を持ちうるのかということについて、他の自治体にはなくとも考えておかないといけないと思います。明らかに悪意を持った業者はいると思います。

もう一点は、制度設計ではなく運用上の話ですが、京都市では建築協定がたくさんあるなかで、一番多い地区は新興住宅地である桂坂です。その協定は「一

人協定」として事業者が開発時に協定を作ってしまう、それを住民に引き継ぐというものがたくさんあります。0.5ha 程度であれば、「住民等」である事業者が、わざわざ悪くなるようなルールを作るとは思えませんが、事業者だけでルールを作ってしまう「一人ルール」のようなことはあり得るのでしょうか。それが住民に引き継がれるとすれば、住む前にできたルールであるので、ルールとしてはよほど良いものができると思いますが、たとえば工場跡地での開発の場合、準工業地域、工業地域の自由度のない開発を生んでしまうといったことにもなるので、そのあたりのお考えがあればお聞かせください。

事務局： 1つ目の国交省のデータに関しては、調べた限りでは平成22年3月時点のものしかありませんでした。もう一度お調べします。

会長： 2つ目については、私からお答えします。建築協定については全員合意が原則です。ということはハードルが高いです。「一人協定」のようなものを一番初めに行ったのは横浜で、高級住宅地として売り出すため、敷地分割やアパート禁止などの規定を入れて作りました。建築協定は、協定の期間が終わるまではずっと継続されます。住民全員の合意をとるのはとてもハードルが高いので、「一人協定」のようなものを作って、住環境を維持させます。現在ではそれが広がり、ある一定規模以上の開発を行う場合にはそれを行う業者が多くなっています。建築協定に関しては、半数以上が「一人協定」です。当初の協定の期間が過ぎたので住民による合意型協定に移行するものもかなりあります。

今回の場合は、現在住んでいる方がルールを作っていくので、なお難しくなります。2/3の合意というのは難しく、最初の数人から始め、積み上げていけば少なくとも半分以上、というところでしょうか、もう少し増えたら認定しよう、というのが今回の制度かと思います。ただ、自分たちで家を買って住んでいるのであり、長く住みたいと思ってルールを作るわけですので、ハードルは高いですが2/3といった合意基準になっているのだと思います。この点は半分以上程度から出発すべきでしょうね。

委員： 工場跡地の開発などのときに、居住者がいなくて事業者しかいないとなった場合、先にルールを定めてしまっているのかどうかです。

会長： 工場跡地の場合は、用途地域などの都市計画法や建築基準法上の規制があり、その中でしか開発はできず、隣の工場との関係があり、尼崎市は住環境整備条例で、一定の緑地を作ることを前提とするので、ある程度保障はできますし、そういったことをしない限りは厳しいです。特に尼崎市の場合は、工場跡地や大規模事業者が撤退した後、結構大きな土地が生まれ、住宅地などにしてきました。そういった場合には一定のバッファゾーンを設けることは必要になってきます。

事務局： 例えば工業地域で工場が撤退した後、用途地域上は住宅を建てることができますが、工場が周辺にたくさんあるところでは問題が起こる火種になることもあります。そこで、どのようなルールなら市が認めるのかということだと思いますが、資料2の3ページにまちづくりルールの認定要件の記載があり、その

中に「関係法令に適合し、市の基本構想（土地利用方針等）に整合していると認められるもの」とあります。例えば都市計画マスタープラン等の尼崎市の土地利用の方針の中で、その場所が工業を保全していく地域であるならば、それにそぐわないルールが提案が出てきたとしても、これがフィルターとなりますので、周辺地域も含めた全体のバランスは保たれるのではないかと考えます。

委員： 最初に会長から、今回の制度は、建物に関するルールだけではなく、住み方のルールでもあるという説明がありました。そのルールは人の出入りがあったときも継続できるように、住民同士が継続させるために何らかの努力をしないといけないと思いますが、その際行政としてルールの継続に関し支援してもらえるのか、あくまでも住民の自主的な力でルールを運用していくのか、また、ルールは強制力のないものだが、守らない方がいて、もめた場合、行政からは援助してもらえるのでしょうか。

事務局： 基本的には住民の方のルールですので、住民間で解決していただきますが、相談があれば、それに対して助言はいたしますし、現に要請に応じて一緒にまち歩きなどを行い、その中で質問を受けた場合にはお答えしています。しかし、どうしてもルールを守らない行為はありますが、ルールに関しては条例等に基づくものではなく、罰則規定もないので、制度の趣旨を説明し協力を求める程度にとどまります。ルールを守るよう行政から指導はできないと考えます。

委員： ルールを作ること、そして条例で仕組みを作ることについては賛成なのですが、おっしゃっていたように、性善説に基づきすぎているように思います。罰則規定も何もなく、開発事業者だけでなく、工場などの関係者にとっては、音の問題などは利害関係となるので絶対に引けないところです。そうすると、ルールを作る仕組みを条例化して後押しすることに対し、どこまで本気で取り組む気があるのかが見えないのです。決して反対ではなく、方向性としてはとても賛成しているのですが、本気でどこまでやる気があるのかが見えない中、諮問や条例化などを言うことに対し、ナンセンスさを感じます。

委員： 周知されている状態となると、住民同士で守らないといけないという意識が高まると思います。先ほども話のあったように、新築される建物に対しては周知されると思いますし、業者間でもわかっていると思いますが、それを買った方がルールを意識して住んでいるかということ、それはないと思います。なので、市報あまがさきや、年に1回の保存版等で周知することにより、近所が皆知っていることで、善意に頼るところがありますが、罰則規定がなくてもルールを守りやすくなると思います。また、建築設計を行っている立場から申しますと、協議時に書類を出し、住民がチェックを行うこととなりますが、個人情報はどうのように守られるのか、書類の保存はどのように行われるのかということについても何らかの指導をして欲しいと考えます。

事務局： まちづくり団体は、まちづくりルールを作るという前提で勉強を始めるわけではなく、せっかくルールを作るので、拘束力のある地区計画や建築協定を作ることを目指すと思われますので、行政側もまずは都市計画決定に結びつける

ように支援をさせていただきます。しかし、地区計画では定められないものもありますし、合意形成が取れない場合もあります。いずれ地区計画を目指すものの、まずは独自のルールでまちづくりをしていこうとする活動に対して制度を定めようとするもので、罰則は設けませんが、総意を得るといった厳しい要件ではなく、2/3程度の同意をもって可能となるルール作りを支援したいと考えています。

事務局： 普段住民の方と接している担当者としてお答えいたします。例えば資料1の8ページに関係団体のヒアリング結果を記載していますが、その中で身分証を発行して欲しいという意見があり、まち歩きをしているときに不審者に思われて苦勞する、という生の声があります。今のままではやはりルールが宙に浮いている状態となっており、窓口に来る事業者に対しても、何が根拠なのかと聞かれてしまいます。地元と話す中でも、何らかのバックアップが欲しいという話になります。そういった状況から住民と事業者に対し何らかの便があればということで、条例化して制度を整え、説得力を持たせたいと考えています。

委員： 東大阪市の高井田という工業地域の話ですが、住宅が進出してくることに対して、どのような地区まちづくりをしていくかということで、まちづくり協議会を作っておられます。住民の中には、工業地域なのでそんなに住環境が良くていいという考えを持っておられる方もいるし、あるいは土地を売ってマンションが建ってしまった、という問題がたくさんあった中で、「工業地域だけけど一定の住環境を守りましょう」という考え方と、「操業環境を守るため一定規模以上の工場跡地には住宅が建つのを認めないようにしましょう」と双方の観点から実験的なまちづくりの取組を進めています。住環境を守るということは、操業環境を守る、住まいの環境を守るという両方の考え方があるという事例です。このような考え方で尼崎市の住環境を守るということを考えることができると思います。

先ほどから善意や悪意という話がありますが、最終的に一定規模以上の工場跡地には戸建住宅地をつくらないようにしよう、という話は地区計画という形で落ち着けるかもしれませんが、ただし、その中でマンションが建ち、住民が住んだ場合、ここは操業環境を守るために、工場の音がするのでそれをわかった上で住んでください、というルールは地区計画では定めることはできませんので、まちづくりルールとして定めるとき、そういう周知ができていなかったからといって罰則規定というものはなじまないと思います。そのあたりをうまく運用すれば、尼崎のそういった混在地や、あるいは武庫之荘のような住宅街でも、まちづくりについて話し合う場が作れるということで意味のあるものだと思います。

ひとつ市にお願いとしては、団体によっては1年間で何も開発がなく、することがなかった、というところもあると思いますので、1年に1度くらい団体間の交流会を持っていただき、団体が孤立しないような場を設けることを考えていただきたいと思います。

委員： 自分たちの住んでいるまちをどう作っていくかということをお互いに話し合っ
てルールを作るといことは理想的であると思います。まちに対する愛着心が芽
生えると思いますし、そうなるまちをよくしていこうというインセンティブ
が働くと思います。制度については異論ありませんが、人が入れ替わった場合、
その熱意が継続されていくのかどうか心配です。原則としては住民自身で努
力しないといけません、うまくいかなかったときに、行政の支援を仰げる
のかどうか気になることです。

会長： 行政というのは、善し悪しは別として多くの制度では最初の部分しかタッチ
しないものです。建築物も最初の建築確認だけです。まちづくり団体は、他の
団体との交流を定期的に行うといったことがないと停滞することとなりがちで
るので、今回の制度ではそういった後々のケアも考えていただきたいです。

また、確信犯にとって罰則はそんなに効くものではありません。建築や都市
計画関係で罰則規定を実際に働かせることは極めて稀で、存在を知らせる程度
の張子の虎になっています。このような制度としては、基本的にある程度違反
者が出ることを前提としてよいとも思っています。100点満点の制度を作るこ
とは困難であり、とりあえず制度をつくり、住民が主体的に暮らしやすいまちづ
くりのルールを考え、住民自身が作っていくことを応援します。そして、必要
があれば制度を改善していく方法を考えるほうがベターだと考えておりま
す。

それでは次に、事務局から今後のスケジュールの説明をお願いします。

(事務局より今後のスケジュールについて説明)

会長： 今説明がありましたが、今の議論で10月ないしは11月に開催でよろしいで
しょうか。もっと議論したほうがよいという意見はございませんか。スケジュー
ールに沿うと、10月には次のステップに進みますが、議論が尽くされていない
ということでしたら、事務局にお願いの上、もう少し早く開催することもでき
ますがいかがでしょうか。よろしければ10月末頃の開催で次のステップに進み
ます。

委員： 100点満点でなくてもよいというお話もありましたが、制度については賛成で
すが、まちづくり活動を継承する上で、住民側も一致して臨むことばかりでも
なく、ルール破り等があつて揉める場合もあり、原則は住民自身の力でという
ことはわかっていますが、行政側の支援もやはり必要なのではという不安があ
ります。

会長： 確かに運用していく上では必要かもしれませんので、その仕組みについては
考えていただきたいと思つています。でないで作るだけで終わってしまいます。ま
た、違反者に対する行政指導については、確信犯的なものには効きませんが、
一般にはある程度は効くものです。大方の人の了承を得られればよいので、守
らないことへの罰則規定があればうまく動くわけでもありません。その中で、

例えば公表制度など、制度がうまく動く仕組みについても検討できないか事務局にお願いしたいと思います。

委員： 他の行政の制度がなぜうまく続いているのかという理由を知りたいと思います。罰則規定がないなか、これがあるからうまく続いている、という納得できる理由を次の審議会時に教えていただきたいと思います。

会長： 神戸のまちづくり協議会は長く続いており、協議会間の交流もされています。私が関わっているところでは20年間続いており後継者もいます。こういった事例の情報提供を次回していただけたらと思います。では次回は10月末頃開催という予定で、調べていただくことの説明も含め次に進みたいと思います。本日は多くのご質問、ご意見を頂いて議論ができ、実りある会議となりましたことにお礼申し上げます。ありがとうございました。

以 上